

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例制定について

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和6年6月24日 提出

周南市長 藤井律子

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年
周南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「従つて、特定業務施設」の次に「又はこれと併せて整備する特定業務児
童福祉施設」を加える。

第2条第4号中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同号を同条
第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 特定業務児童福祉施設 特定業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の
児童福祉施設であつて地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第
3項で定めるものをいう。

第3条中「特定業務施設」の次に「若しくはこれと併せて整備する特定業務児童福
祉施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市地方活力向上地域における固定
資産税の不均一課税に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、
第1条の改正規定、第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次
に1号を加える改正規定及び第3条の改正規定は、令和6年4月19日から適用する。

(参考)

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を地方活力向上地域内に設置した認定事業者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設 <u>又はこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設</u> を地方活力向上地域内に設置した認定事業者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略)	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) <u>特定業務児童福祉施設 特定業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第3項で定めるものをいう。</u>
(3) (略) (4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から <u>令和6年3月31日</u> までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力	(4) (略) (5) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から <u>令和8年3月31日</u> までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力

現行	改正案
<p>向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者をいう。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（以下「特別償却設備」という。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）第62条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課すこととなった年度から3年度分に限り、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者をいう。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設<u>若しくはこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設</u>を新設し、又は増設した場合には、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（以下「特別償却設備」という。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）第62条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課すこととなった年度から3年度分に限り、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>